



厚生労働省

山口労働局

Press Release

報道関係者各位

令和3年1月8日（金）

【照会先】

山口労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 瀬田 浩孝
高齢者対策担当官 河原 正明
電話（083）995－0383

「65歳までの高齢者雇用確保措置」のある企業は100%に達しました。

～山口県内の 令和2年「高齢者の雇用状況」集計結果～

山口労働局（局長：村井 完也）は、山口県内の企業において高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和2年「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

<主なポイント>

- 「65歳までの高齢者雇用確保措置」のある企業は100%に達しました。
（対前年0.1ポイント増加）
全国は99.9%（対前年0.1ポイント増加）
- 65歳定年企業は21.8%（対前年1.5ポイント増加）
全国は18.4%（対前年1.2ポイント増加）
- 66歳以上働ける企業の状況
 - ・ 「66歳以上働ける制度のある企業」は40.3%（対前年3.2ポイント増加）
全国は33.4%（対前年2.6ポイント増加）
 - ・ 「70歳以上働ける制度のある企業」は38.5%（対前年3.3ポイント増加）
全国は31.5%（対前年2.6ポイント増加）
 - ・ 定年廃止企業は3.2%（対前年0.6ポイント増加）
全国は2.7%（変動なし）

< 参考 > 【高年齢者の雇用状況の集計結果について】

- 1 高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。
- 2 今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の県内企業1,713社の状況をまとめたものです。
中小企業（31～300人規模）：1,598社
大企業（301人以上規模）：115社
- 3 集計結果の詳細は、次頁以降を御参照ください。

< 今後の取組 >

※「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部改正（令和3年4月1日施行）により70歳までの就業確保措置を講じること（努力義務）について、周知・啓発を図ります。【別添資料1】

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」^(注1)という。)の実施済企業は1,713社、100%[0.1ポイント増加]、となっている。(11ページ表1)

(注1)雇用確保措置

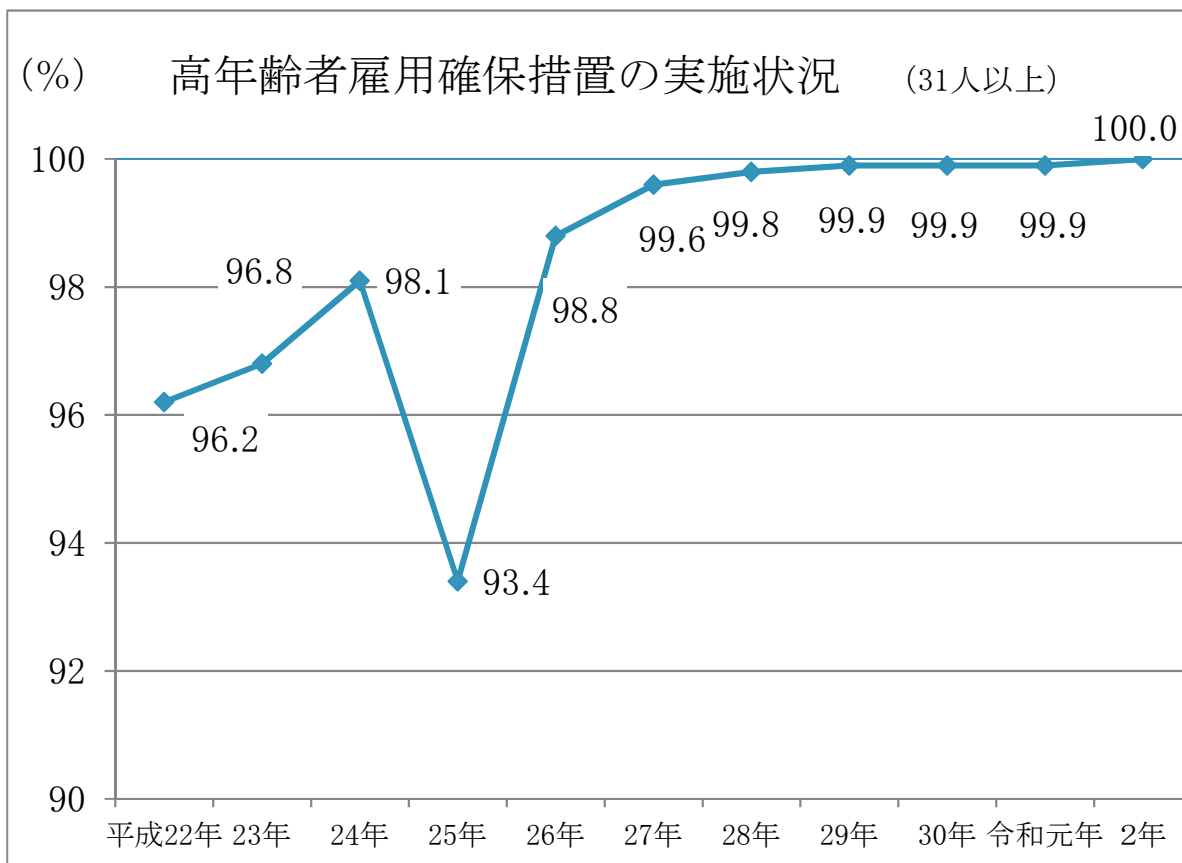
高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければならない。

① 定年制の廃止 ② 定年の引上げ ③ 継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等※)の導入

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ(経過措置)。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置を実施済の企業の割合を企業規模別に見ると、中小企業では1,598社 大企業では115社、となっている。(11ページ表1、表2)



※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

(参考) 51人以上規模企業

(%)

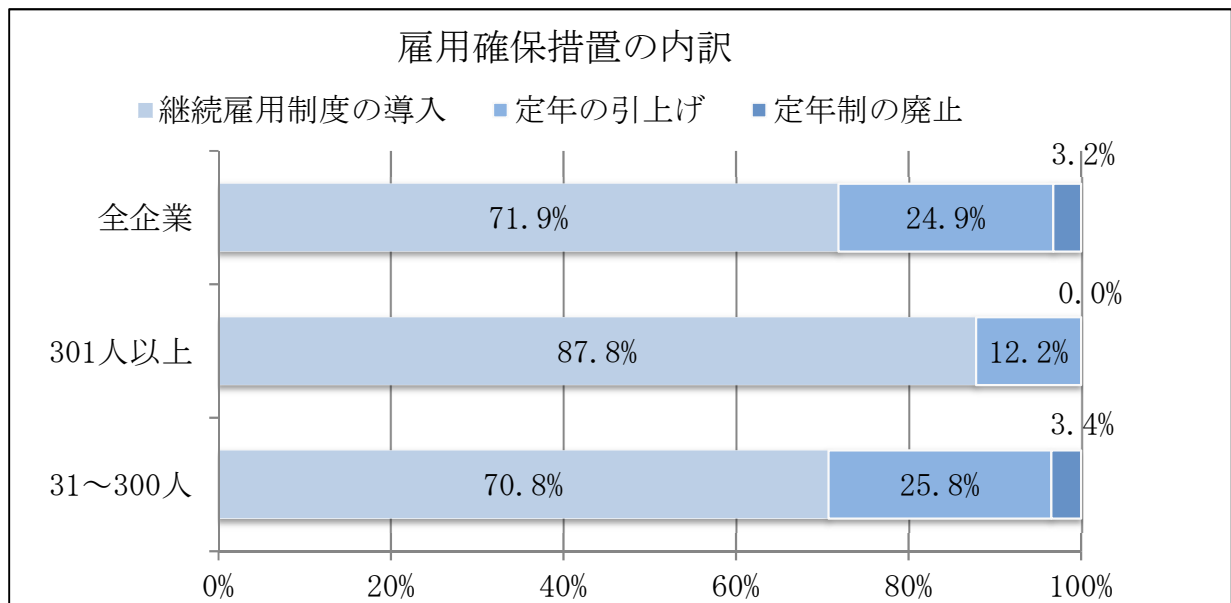
平成	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和	2年
22年	97.9	97.9	98.5	93.8	98.9	99.8	99.9	99.9	99.9	100

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置を実施済の企業では、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。

(12ページ表3-1)

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は55社[11社増加]、3.2% [0.6ポイント増加]
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は427社[38社増加]、24.9% [1.6ポイント増加]
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は1,231社[6社減少]、71.9%、[2.2ポイント減少]

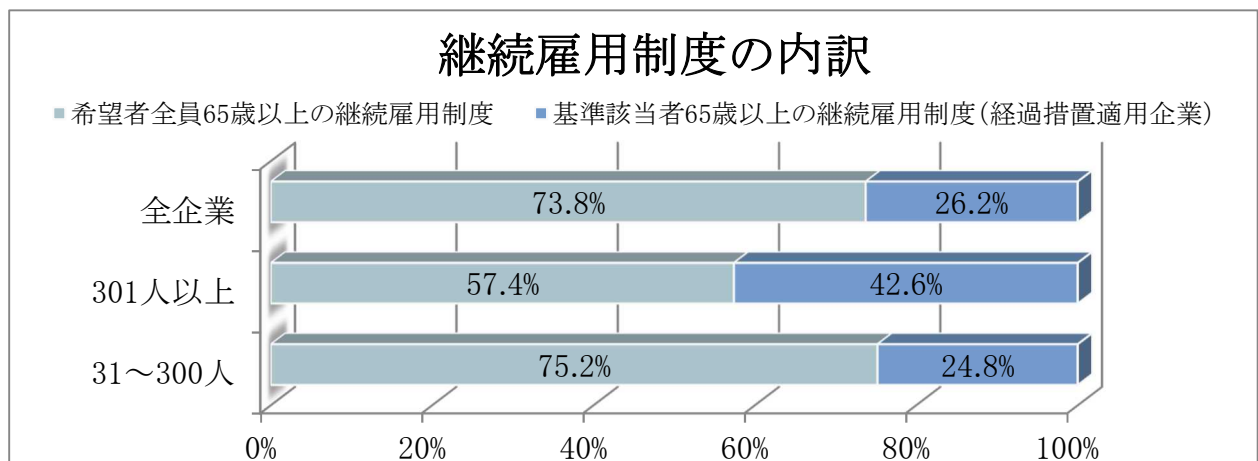


(4) 継続雇用確保措置のある企業の状況

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,231社)を対象。

(12ページ表3-2)

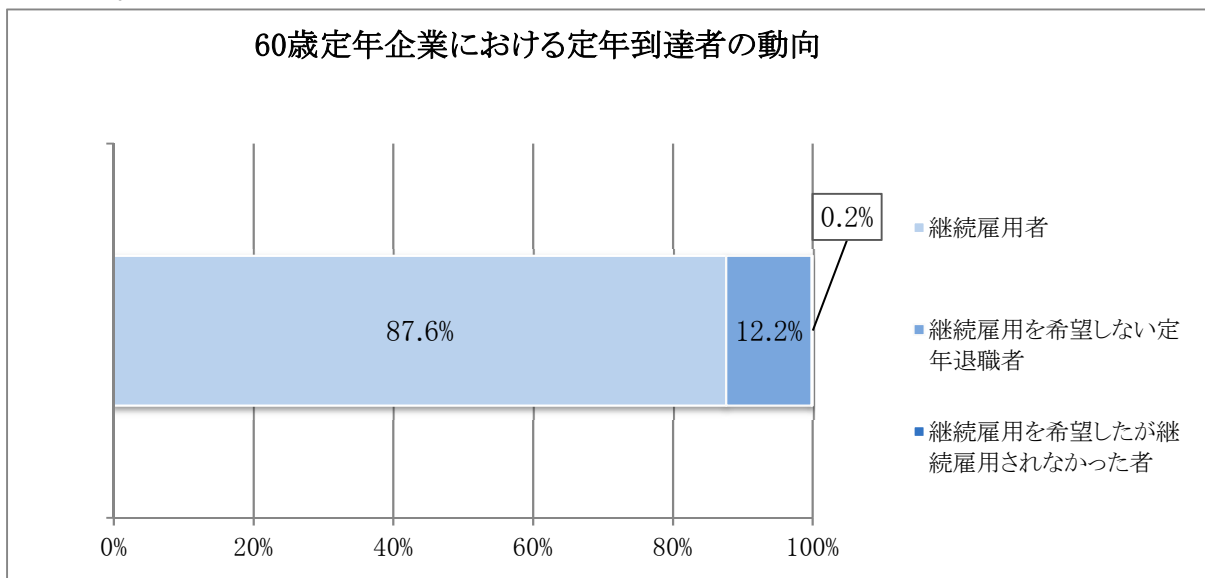
- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は908社、[8社増加] 73.8% [1.0ポイント増加]
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は323社、[14社減少]、26.2% [1.0ポイント減少]



2 60歳定年到達者の動向

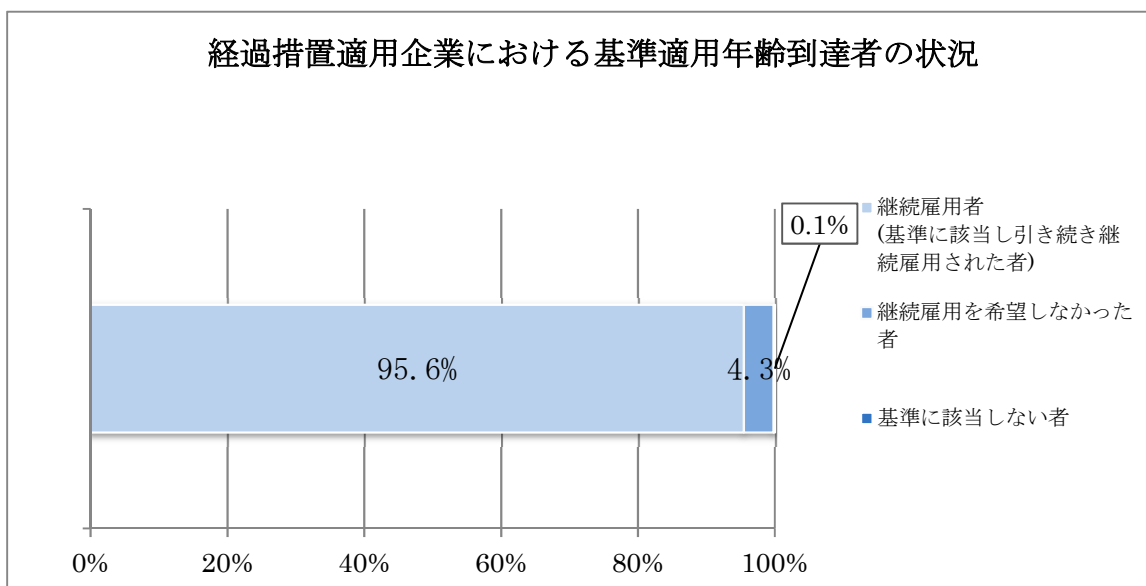
(1) 60歳定年企業における定年到達者の動向

過去1年間(令和元年6月1日から令和2年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(2,647人)のうち、継続雇用された者は2,320人(87.6%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は35人)、継続雇用を希望しない定年退職者は323人(12.2%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は4人(0.2%)となっている。(13ページ表4-1)



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

令和元年6月1日から令和2年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成31年4月1日以降は63歳)に到達した者(667人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は637人(95.6%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は29人(4.3%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は1人(0.1%)となっている。(13ページ表4-2)



3 65歳定年企業の状況

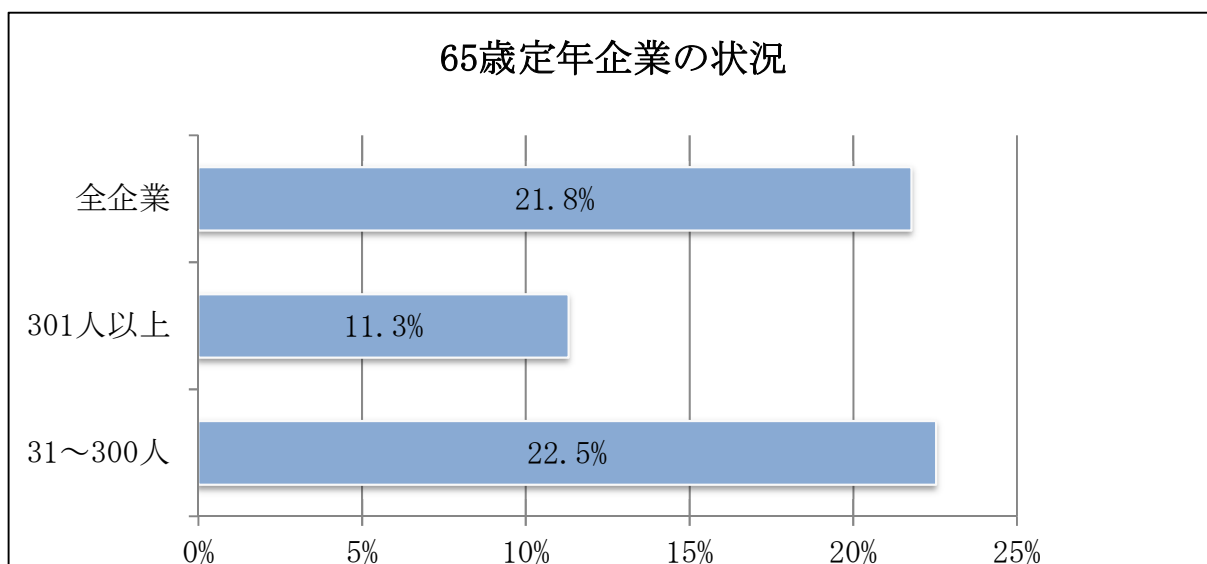
定年を65歳とする企業は373社[33社増加]、報告した全ての企業に占める割合は21.8%[1.5ポイント増加]となっている。

■企業規模別

① 中小企業では360社[32社増加]、22.5%[1.4ポイント増加]

② 大企業では13社[1社増加]、11.3%[0.8ポイント増加]

(14ページ表5)



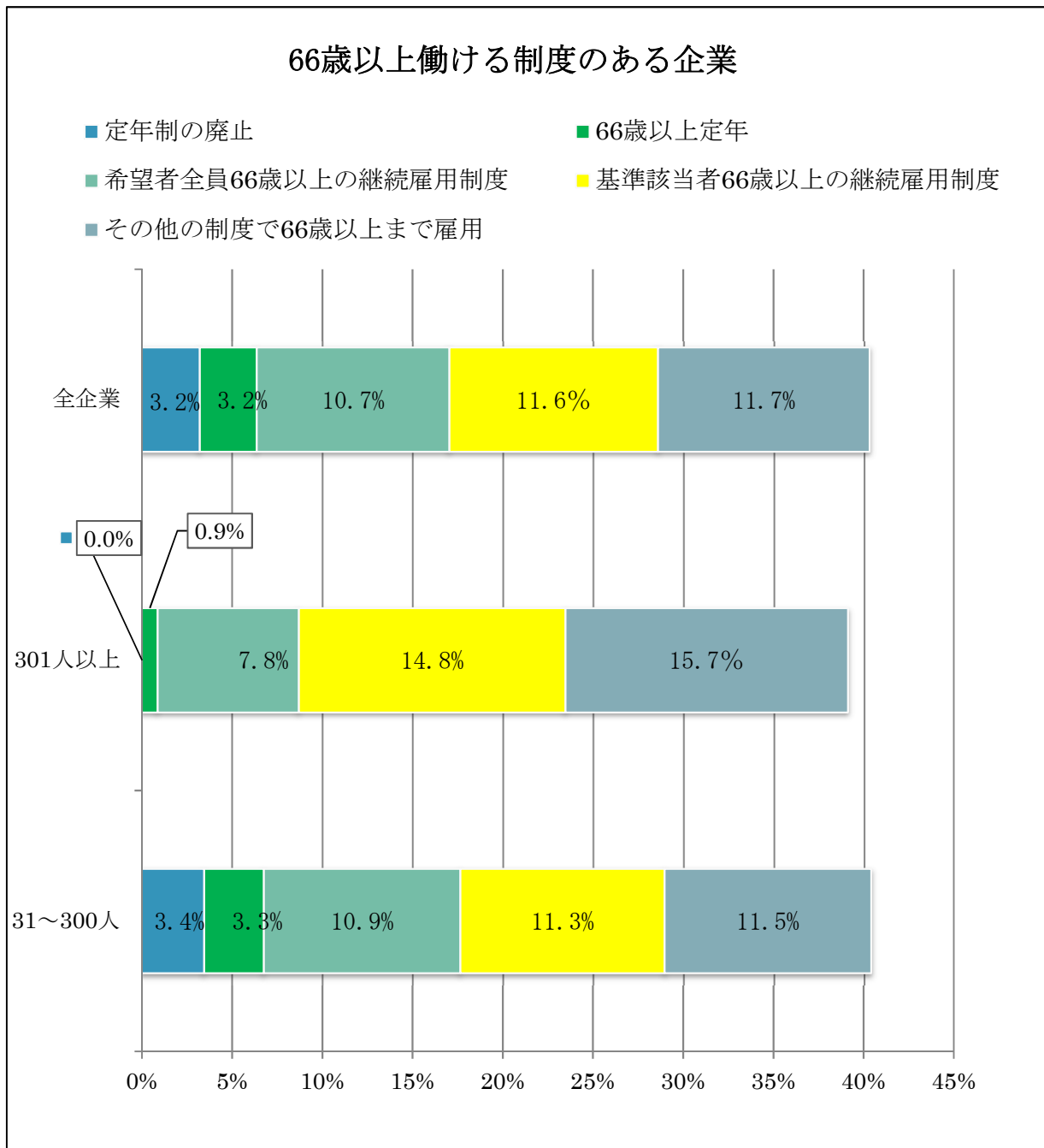
4 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は691社[70社増加]、報告した全ての企業に占める割合は40.3%[3.2ポイント増加]となっている。

■企業規模別

- ① 中小企業では646社[66社増加]、40.4%[3.2ポイント増加]
 - ② 大企業では45社[4社増加]、39.1%[3.1ポイント増加]
- (15ページ表6)



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2) 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は660社[72社増加]、報告した全ての企業に占める割合は38.5%[3.3ポイント増加]となっている。

■企業規模別

- ① 中小企業では616社[67社増加]、38.5%[3.3ポイント増加]
- ② 大企業では44社[5社増加]、38.3%[4.1ポイント増加]
(15ページ表7)

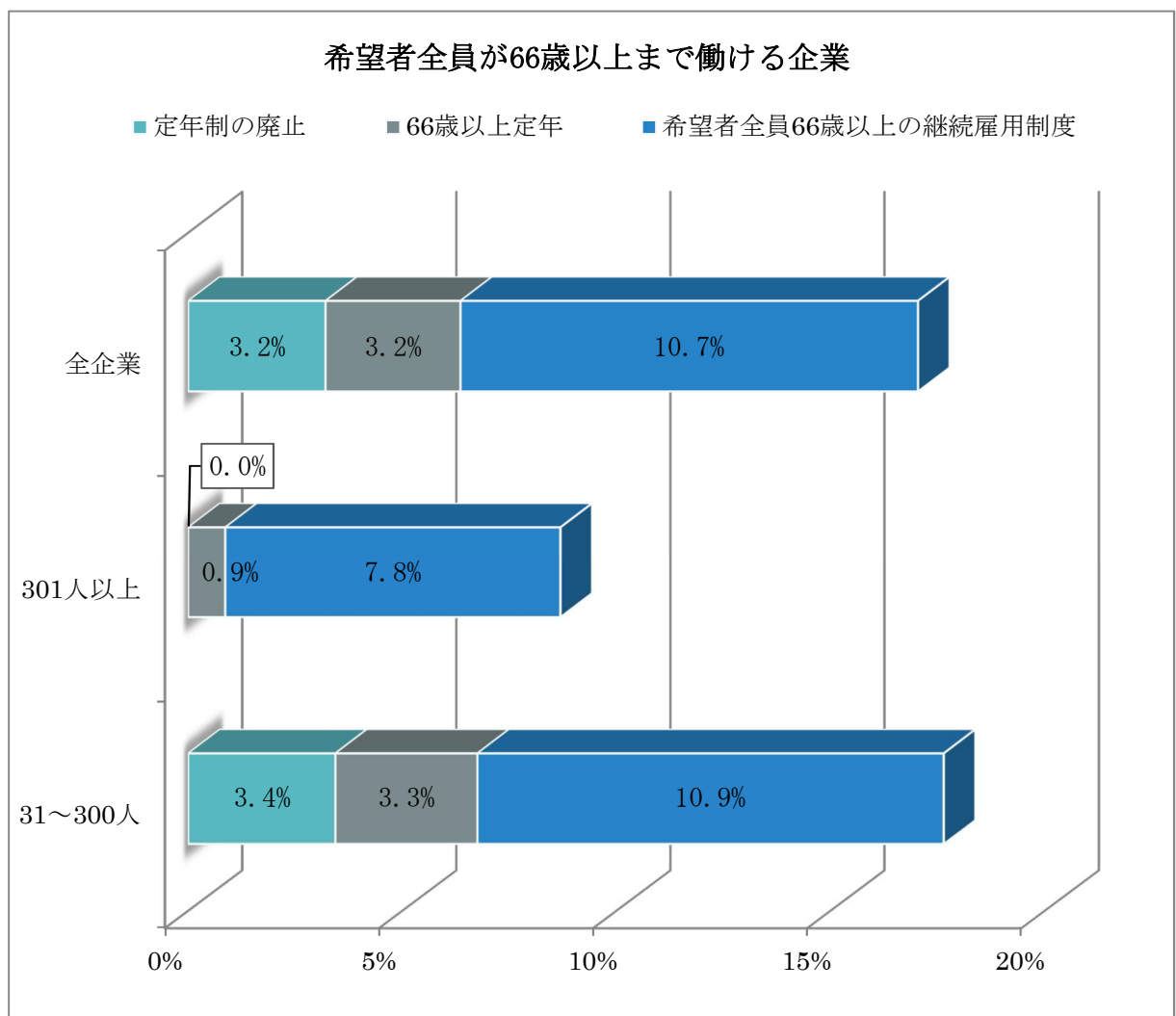
5 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

(1) 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける企業は292社[38社増加]、報告した全ての企業に占める割合は17.0%[1.8ポイント増加]となっている。

■企業規模

- ① 中小企業では282社[37社増加]、17.6%[1.9ポイント増加]
- ② 大企業では10社[1社増加]、8.7%[0.8ポイント増加]
(15ページ表6)



(2) 定年制廃止および66歳以上定年企業の状況

① 定年制を廃止している企業は、55社[11社増加]、報告した全ての企業に占める割合は3.2%[0.6ポイント増加]となっている。

■企業規模別

ア 中小企業では55社[11社増加]、3.4%[0.6ポイント増加]

イ 大企業では0社[変動なし]

② 定年を66～69歳とする企業は、20社[1社増加]、報告した全ての企業に占める割合は1.2%[0.1ポイント増加]となっている。

■企業規模別

ア 中小企業では20社[1社増加]、1.3%[0.1ポイント増加]

イ 大企業では0社[変動なし]

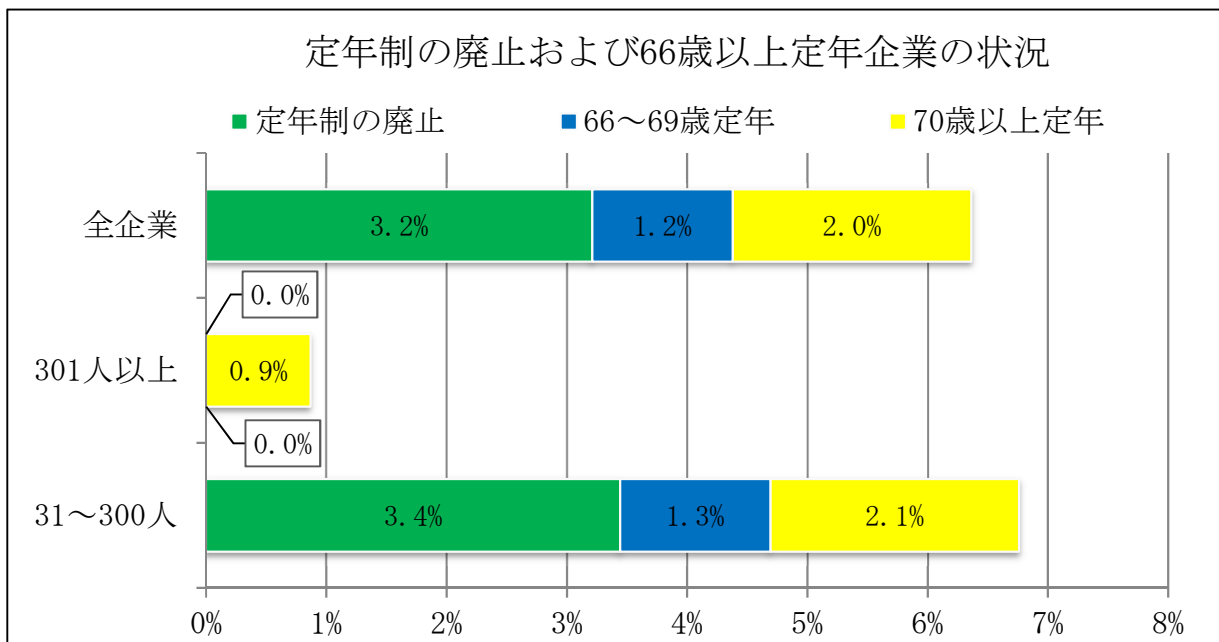
③ 定年を70歳以上とする企業は、34社[4社増加]、報告した全ての企業に占める割合は2.0%[0.2ポイント増加]となっている。

■企業規模別

ア 中小企業では33社[3社増加]、2.1%[0.2ポイント増加]

イ 大企業では1社[1社増加]、0.9%[0.9ポイント増加]

(14ページ表5)



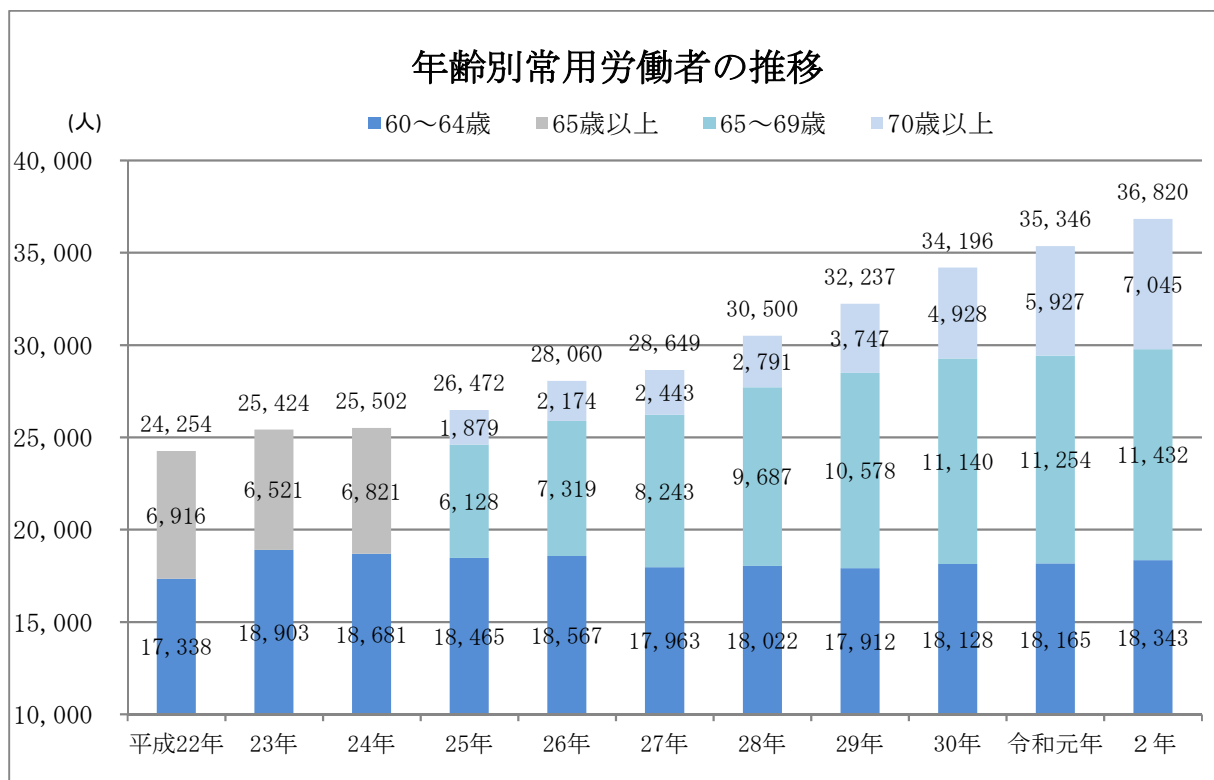
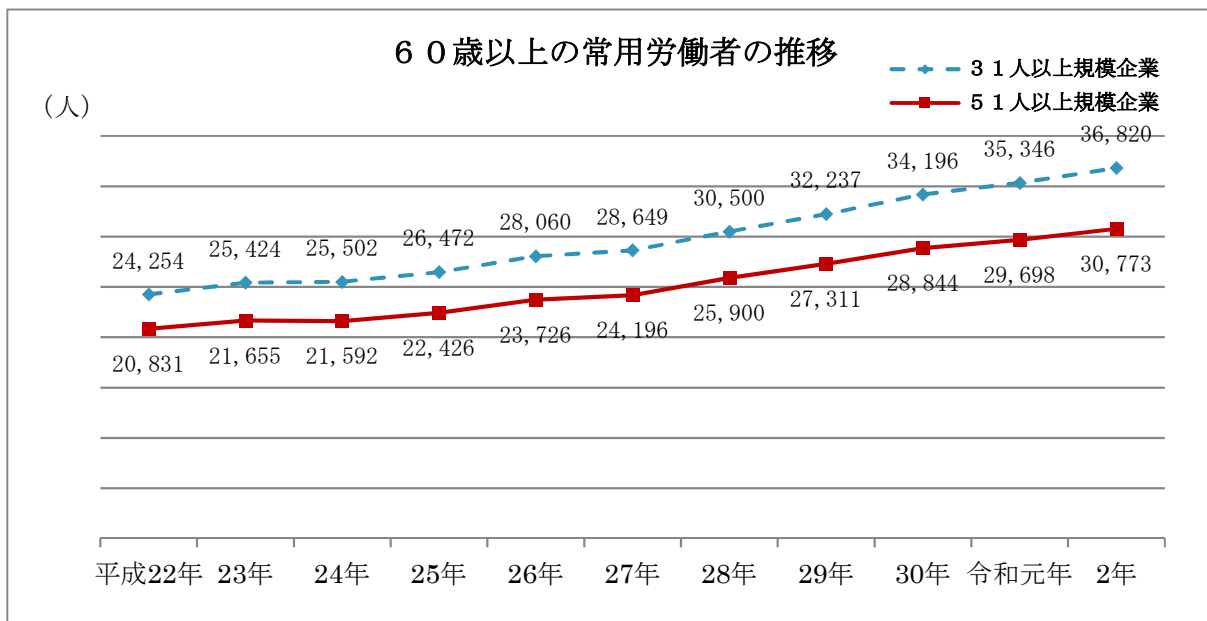
6 高齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数(236,391人)のうち、60歳以上の常用労働者数は36,820人で15.6%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が18,343人、65～69歳が11,432人、70歳以上が7,045人となっている。(17ページ表9)

(2) 雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は30,773人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、20,478人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は36,820人であり、平成21年と比較すると、15,482人増加している。(17ページ表9)



※ 31人以上規模企業の状況

※ 平成22～24年は65歳以上に70歳以上も含まれている。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31~300人	1,598	(1,556)	0	(02)	1,598	(1,558)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	680	(660)	0	(01)	680	(661)
	100.0%	(99.8%)	0.0%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	918	(896)	0	(01)	918	(897)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	115	(114)	0	(0)	115	(114)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,713	(1,670)	0	(02)	1,713	(1,672)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	1,033	(1,010)	0	(01)	1,033	(1,011)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「51~300人」「300人以上」「51人以上総計」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合					
	31~50人	100.0%	(99.8%)	0.0%	(0.2%)			
51~100人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
101~300人	100.0%	(99.7%)	0.0%	(0.3%)				
301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
合計	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)				
産業別	31人以上		51人以上		31人以上		51人以上	
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
建設業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
製造業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
運輸、郵便業	100.0%	(99.4%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.6%)	0.0%	(0.0%)
卸売業、小売業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
教育、学習支援業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
医療、福祉	100.0%	(99.7%)	100.0%	(99.6%)	0.0%	(0.3%)	0.0%	(0.4%)
複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	100.0%	(99.9%)	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	0.0%	(0.1%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
31～300人	55 (44)	413 (377)	1,130 (1,135)	1,598 (1,556)
	3.4% (2.8%)	25.8% (24.2%)	70.8% (72.9%)	100.0% (100.0%)
31～50人	34 (24)	209 (194)	437 (442)	680 (660)
	5.0% (3.6%)	30.7% (29.4%)	64.3% (67.0%)	100.0% (100.0%)
51～300人	21 (20)	204 (183)	693 (693)	918 (896)
	2.3% (2.2%)	22.2% (20.4%)	75.5% (77.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	14 (12)	101 (102)	115 (114)
	0.0% (0.0%)	12.2% (10.5%)	87.8% (89.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	55 (44)	427 (389)	1,231 (1,237)	1,713 (1,670)
	3.2% (2.6%)	24.9% (23.3%)	71.9% (74.1%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	21 (20)	218 (195)	794 (795)	1,033 (1,010)
	2.0% (2.0%)	21.1% (19.3%)	76.9% (78.7%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

※ 「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員65歳以上の継続雇用制度	② 基準該当者65歳以上の継続雇用制度 (経過措置適用企業)	合計(①+②)
31～300人	850 (842)	280 (293)	1,130 (1,135)
	75.2% (74.2%)	24.8% (25.8%)	100.0% (100.0%)
31～50人	360 (358)	77 (84)	437 (442)
	82.4% (81.0%)	17.6% (19.0%)	100.0% (100.0%)
51～300人	490 (484)	203 (209)	693 (693)
	70.7% (69.8%)	29.3% (30.2%)	100.0% (100.0%)
301人以上	58 (58)	43 (44)	101 (102)
	57.4% (56.9%)	42.6% (43.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	908 (900)	323 (337)	1,231 (1,237)
	73.8% (72.8%)	26.2% (27.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	548 (542)	246 (253)	794 (795)
	69.0% (68.2%)	31.0% (31.8%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4-1 60歳定年企業における定年到達者の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)			定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用 されなかった者)			継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	775	2,647	2,320	87.6% (87.3%)	35	1.3% (1.3%)	323	12.2% (12.5%)	4	0.2% (0.2%)		422	
うち女性	410	1,117	996	89.2% (87.0%)	4	0.4% (0.3%)	121	10.8% (13.0%)	0	0.0% (0.0%)		88	

※ 過去1年間(令和元年6月1日から令和2年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表4-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇用され た者)		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)		
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(63歳)がいる企業	149	667	637	95.6% (93.1%)	29	4.3% (6.2%)	1	0.1% (0.7%)	
うち女性	69	254	240	94.5% (91.6%)	14	5.5% (8.4%)	0	0.0% (0.0%)	

※ 令和元年6月1日から令和2年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳、63歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

表5 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66～69歳	70歳以上		
31～300人	55 (44)	360 (328)	20 (19)	33 (30)	468 (421)	1,598 (1,558)
	3.4% (2.8%)	22.5% (21.1%)	1.3% (1.2%)	2.1% (1.9%)	29.3% (27.0%)	100.0% (100.0%)
31～50人	34 (24)	177 (166)	8 (08)	24 (20)	243 (218)	680 (661)
	5.0% (3.6%)	26.0% (25.1%)	1.2% (1.2%)	3.5% (3.0%)	35.7% (33.0%)	100.0% (100.0%)
51～300人	21 (20)	183 (162)	12 (11)	9 (10)	225 (203)	918 (897)
	2.3% (2.2%)	19.9% (18.1%)	1.3% (1.2%)	1.0% (1.1%)	24.5% (22.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	13 (12)	0 (00)	1 (00)	14 (12)	115 (114)
	0.0% (0.0%)	11.3% (10.5%)	0.0% (0.0%)	0.9% (0.0%)	12.2% (10.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	55 (44)	373 (340)	20 (19)	34 (30)	482 (433)	1,713 (1,672)
	3.2% (2.6%)	21.8% (20.3%)	1.2% (1.1%)	2.0% (1.8%)	28.1% (25.9%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	21 (20)	196 (174)	12 (11)	10 (10)	239 (215)	1,033 (1,011)
	2.0% (2.0%)	19.0% (17.2%)	1.2% (1.1%)	1.0% (1.0%)	23.1% (21.3%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ ②「65歳以上定年」は表3-1の「②定年の引き上げ」に対応している。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上	④ 基準該当者 66歳以上	⑤ その他の制度で66 歳以上 まで雇用	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
31~300人	55 (44)	53 (49)	174 (152)	181 (153)	183 (182)	282 (245)	463 (398)	646 (580)	1,598 (1,558)
	3.4% (2.8%)	3.3% (3.1%)	10.9% (9.8%)	11.3% (9.8%)	11.5% (11.7%)	17.6% (15.7%)	29.0% (25.5%)	40.4% (37.2%)	100.0% (100.0%)
31~50人	34 (24)	32 (28)	77 (70)	74 (65)	79 (76)	143 (122)	217 (187)	296 (263)	680 (661)
	5.0% (3.6%)	4.7% (4.2%)	11.3% (10.6%)	10.9% (9.8%)	11.6% (11.5%)	21.0% (18.5%)	31.9% (28.3%)	43.5% (39.8%)	100.0% (100.0%)
51~300人	21 (20)	21 (21)	97 (82)	107 (88)	104 (106)	139 (123)	246 (211)	350 (317)	918 (897)
	2.3% (2.2%)	2.3% (2.3%)	10.6% (9.1%)	11.7% (9.8%)	11.3% (11.8%)	15.1% (13.7%)	26.8% (23.5%)	38.1% (35.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	1 (0)	9 (09)	17 (17)	18 (15)	10 (09)	27 (26)	45 (41)	115 (114)
	0.0% (0.0%)	0.9% (0.0%)	7.8% (7.9%)	14.8% (14.9%)	15.7% (13.2%)	8.7% (7.9%)	23.5% (22.8%)	39.1% (36.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	55 (44)	54 (49)	183 (161)	198 (170)	201 (197)	292 (254)	490 (424)	691 (621)	1,713 (1,672)
	3.2% (2.6%)	3.2% (2.9%)	10.7% (9.6%)	11.6% (10.2%)	11.7% (11.8%)	17.0% (15.2%)	28.6% (25.4%)	40.3% (37.1%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	21 (20)	22 (21)	106 (91)	124 (105)	122 (121)	149 (132)	273 (237)	395 (358)	1,033 (1,011)
	2.0% (2.0%)	2.1% (2.1%)	10.3% (9.0%)	12.0% (10.4%)	11.8% (12.0%)	14.4% (13.1%)	26.4% (23.4%)	38.2% (35.4%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員70 歳 以上	④ 基準該当者70 歳 以上	⑤ その他の制度 で70歳以上 まで雇用	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
31~300人	55 (44)	33 (30)	172 (145)	175 (148)	181 (182)	260 (219)	435 (367)	616 (549)	1,598 (1,558)
	3.4% (2.8%)	2.1% (1.9%)	10.8% (9.3%)	11.0% (9.5%)	11.3% (11.7%)	16.3% (14.1%)	27.2% (23.6%)	38.5% (35.2%)	100.0% (100.0%)
31~50人	34 (24)	24 (20)	74 (66)	72 (63)	79 (77)	132 (110)	204 (173)	283 (250)	680 (661)
	5.0% (3.6%)	3.5% (3.0%)	10.9% (10.0%)	10.6% (9.5%)	11.6% (11.6%)	19.4% (16.6%)	30.0% (26.2%)	41.6% (37.8%)	100.0% (100.0%)
51~300人	21 (20)	9 (10)	98 (79)	103 (85)	102 (105)	128 (109)	231 (194)	333 (299)	918 (897)
	2.3% (2.2%)	1.0% (1.1%)	10.7% (8.8%)	11.2% (9.5%)	11.1% (11.7%)	13.9% (12.2%)	25.2% (21.6%)	36.3% (33.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	1 (0)	8 (08)	17 (16)	18 (15)	9 (08)	26 (24)	44 (39)	115 (114)
	0.0% (0.0%)	0.9% (0.0%)	7.0% (7.0%)	14.8% (14.0%)	15.7% (13.2%)	7.8% (7.0%)	22.8% (21.1%)	38.3% (34.2%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	55 (44)	34 (30)	180 (153)	192 (164)	199 (197)	269 (227)	461 (391)	660 (588)	1,713 (1,672)
	3.2% (2.6%)	2.0% (1.8%)	10.5% (9.2%)	11.2% (9.8%)	11.6% (11.8%)	15.7% (13.6%)	26.9% (23.4%)	38.5% (35.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	21 (20)	10 (10)	106 (87)	120 (101)	120 (120)	137 (117)	257 (218)	377 (338)	1,033 (1,011)
	2.0% (2.0%)	1.0% (1.0%)	10.3% (8.6%)	11.6% (10.0%)	11.6% (11.9%)	13.3% (11.6%)	24.9% (21.6%)	36.5% (33.4%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表8 都道府県別の状況

(%)

	雇用確保措置導入企業割合		希望者全員が66歳以上まで働ける企業割合		70歳以上まで働ける企業割合	
北海道	99.9%	(99.8%)	34.4%	(31.3%)	32.7%	(29.5%)
青森	99.9%	(99.9%)	39.0%	(35.7%)	36.2%	(32.8%)
岩手	99.7%	(99.7%)	39.2%	(35.9%)	37.1%	(34.0%)
宮城	99.9%	(99.9%)	36.5%	(33.2%)	33.8%	(30.4%)
秋田	99.9%	(99.9%)	48.1%	(45.5%)	45.9%	(43.7%)
山形	99.9%	(99.9%)	33.8%	(29.8%)	31.5%	(27.9%)
福島	99.8%	(99.7%)	36.6%	(32.0%)	33.7%	(29.3%)
茨城	100.0%	(100.0%)	34.0%	(31.4%)	32.0%	(29.5%)
栃木	100.0%	(100.0%)	35.5%	(31.1%)	33.5%	(29.2%)
群馬	100.0%	(99.9%)	33.5%	(30.2%)	31.7%	(28.6%)
埼玉	99.9%	(99.5%)	37.6%	(34.3%)	35.7%	(32.5%)
千葉	99.9%	(99.9%)	39.6%	(38.4%)	37.8%	(36.6%)
東京	99.9%	(99.8%)	25.7%	(23.7%)	24.3%	(22.3%)
神奈川	99.9%	(99.9%)	31.5%	(28.6%)	29.7%	(26.9%)
新潟	100.0%	(99.9%)	36.7%	(33.8%)	34.9%	(32.0%)
富山	100.0%	(100.0%)	39.5%	(37.4%)	37.2%	(35.2%)
石川	100.0%	(99.8%)	31.3%	(28.4%)	29.1%	(26.7%)
福井	100.0%	(99.8%)	33.4%	(30.5%)	31.1%	(28.0%)
山梨	99.9%	(100.0%)	33.5%	(30.0%)	32.1%	(28.7%)
長野	100.0%	(99.9%)	37.8%	(34.3%)	36.0%	(32.3%)
岐阜	100.0%	(99.9%)	41.0%	(38.0%)	38.8%	(35.8%)
静岡	99.8%	(99.8%)	36.2%	(33.4%)	33.8%	(31.3%)
愛知	100.0%	(99.9%)	35.8%	(33.3%)	33.5%	(31.3%)
三重	100.0%	(100.0%)	38.6%	(35.2%)	36.6%	(33.2%)
滋賀	99.6%	(99.7%)	34.6%	(31.7%)	32.6%	(29.4%)
京都	99.9%	(99.9%)	31.0%	(28.6%)	29.4%	(27.2%)
大阪	99.9%	(99.8%)	28.9%	(27.4%)	27.1%	(25.6%)
兵庫	99.9%	(99.9%)	30.1%	(27.6%)	27.9%	(25.5%)
奈良	99.6%	(99.5%)	40.4%	(38.0%)	37.6%	(35.2%)
和歌山	100.0%	(100.0%)	35.2%	(32.7%)	32.8%	(30.3%)
鳥取	100.0%	(100.0%)	33.8%	(30.6%)	30.4%	(27.3%)
島根	99.9%	(100.0%)	42.5%	(39.7%)	40.0%	(37.3%)
岡山	99.9%	(99.8%)	36.3%	(32.7%)	33.7%	(30.5%)
広島	99.8%	(99.5%)	34.9%	(32.0%)	32.9%	(30.0%)
山口	100.0%	(99.9%)	40.3%	(37.1%)	38.5%	(35.2%)
徳島	100.0%	(100.0%)	36.5%	(34.5%)	33.7%	(32.1%)
香川	100.0%	(100.0%)	37.5%	(34.9%)	34.9%	(32.5%)
愛媛	99.7%	(99.7%)	36.2%	(33.4%)	34.8%	(32.4%)
高知	99.7%	(100.0%)	30.7%	(28.7%)	29.3%	(27.4%)
福岡	100.0%	(100.0%)	35.6%	(32.2%)	33.9%	(30.6%)
佐賀	99.7%	(99.8%)	33.4%	(30.8%)	30.1%	(28.0%)
長崎	99.7%	(99.1%)	34.8%	(31.8%)	33.6%	(30.8%)
熊本	99.6%	(99.8%)	34.7%	(31.0%)	32.2%	(28.9%)
大分	100.0%	(100.0%)	43.4%	(40.1%)	40.9%	(37.5%)
宮崎	99.9%	(99.9%)	41.2%	(37.5%)	38.6%	(35.2%)
鹿児島	99.9%	(99.5%)	37.0%	(33.9%)	34.6%	(31.5%)
沖縄	99.7%	(99.4%)	28.0%	(25.6%)	26.9%	(24.6%)
全国計	99.9%	(99.8%)	33.4%	(30.8%)	31.5%	(28.9%)

※31人以上規模企業の状況

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本票の「雇用確保措置導入企業割合」については、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

	年齢計	60歳以上合計	60～64歳		65歳以上		うち70歳以上			
規模企業 51人以上	平成17年	163,484人	10,295人	(100.0)	7,310人	(100.0)	2,985人	(100.0)		
	平成18年	171,843人	11,140人	(108.2)	7,795人	(106.6)	3,345人	(112.1)		
	平成19年	179,431人	14,161人	(137.6)	10,021人	(137.1)	4,140人	(138.7)		
	平成20年	181,266人	16,407人	(159.4)	11,852人	(162.1)	4,555人	(152.6)		
	平成21年	181,133人	17,956人	(174.4)	13,033人	(178.3)	4,923人	(164.9)		
	平成22年	188,294人	20,831人	(202.3)	14,936人	(204.3)	5,895人	(197.5)		
	平成23年	189,913人	21,655人	(210.3)	16,240人	(222.2)	5,415人	(181.4)		
	平成24年	189,160人	21,592人	(209.7)	16,002人	(218.9)	5,590人	(187.3)		
	平成25年	191,071人	22,426人	(217.8)	15,851人	(216.8)	6,575人	(220.3)	1,526人	(100.0)
	平成26年	198,278人	23,726人	(230.5)	15,972人	(218.5)	7,754人	(259.8)	1,745人	(114.4)
	平成27年	199,499人	24,196人	(235.0)	15,503人	(212.1)	8,698人	(291.4)	1,945人	(127.5)
	平成28年	210,846人	25,900人	(251.6)	15,608人	(213.5)	10,292人	(344.8)	2,215人	(145.2)
	平成29年	207,515人	27,311人	(265.3)	15,468人	(211.6)	11,843人	(396.8)	3,038人	(199.1)
	平成30年	209,574人	28,844人	(280.2)	15,618人	(213.7)	13,226人	(443.1)	4,005人	(262.5)
	令和元年	211,067人	29,698人	(288.5)	15,599人	(213.4)	14,099人	(472.3)	4,776人	(313.0)
令和2年	210,085人	30,773人	(298.9)	15,733人	(215.2)	15,040人	(503.9)	5,601人	(367.0)	
規模企業 31人以上	平成21年	202,925人	21,338人	(100.0)	15,328人	(100.0)	6,010人	(100.0)		
	平成22年	210,028人	24,254人	(113.7)	17,338人	(113.1)	6,916人	(115.1)		
	平成23年	212,472人	25,424人	(119.1)	18,903人	(123.3)	6,521人	(108.5)		
	平成24年	211,844人	25,502人	(119.5)	18,681人	(121.9)	6,821人	(113.5)		
	平成25年	214,124人	26,472人	(124.1)	18,465人	(120.5)	8,007人	(133.2)	1,879人	(100.0)
	平成26年	221,498人	28,060人	(131.5)	18,567人	(121.1)	9,493人	(158.0)	2,174人	(115.7)
	平成27年	223,166人	28,649人	(134.3)	17,963人	(117.2)	10,686人	(177.8)	2,443人	(130.0)
	平成28年	234,902人	30,500人	(142.9)	18,022人	(117.6)	12,478人	(207.6)	2,791人	(148.5)
	平成29年	232,131人	32,237人	(151.1)	17,912人	(116.9)	14,325人	(238.4)	3,747人	(199.4)
	平成30年	234,386人	34,196人	(160.3)	18,128人	(118.3)	16,068人	(267.4)	4,928人	(262.3)
	令和元年	236,829人	35,346人	(165.6)	18,165人	(118.5)	17,181人	(285.9)	5,927人	(315.4)
令和2年	236,391人	36,820人	(172.6)	18,343人	(119.7)	18,477人	(307.4)	7,045人	(374.9)	

※（ ）は平成17年を100とした場合の比率（31人以上は平成21年を100とした場合の比率、70歳以上は平成25年を100とした場合の比率）

参考 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止		② 65歳以上定年		③ 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度		合計 (①+②+③)		報告した全ての企業	
	31～300人	55 (44)	413 (377)	850 (842)	1,318 (1,263)	1,598 (1,558)	3.4% (2.8%)	25.8% (24.2%)	53.2% (54.0%)	82.5% (81.1%)
31～50人	34 (24)	209 (194)	360 (358)	603 (576)	680 (661)	5.0% (3.6%)	30.7% (29.3%)	52.9% (54.2%)	88.7% (87.1%)	100.0% (100.0%)
	51～300人	21 (20)	204 (183)	490 (484)	715 (687)	918 (897)	2.3% (2.2%)	22.2% (20.4%)	53.4% (54.0%)	77.9% (76.6%)
301人以上	0 (00)	14 (12)	58 (58)	72 (70)	115 (114)	0.0% (0.0%)	12.2% (10.5%)	50.4% (50.9%)	62.6% (61.4%)	100.0% (100.0%)
	31人以上 総計	55 (44)	427 (389)	908 (900)	1,390 (1,333)	1,713 (1,672)	3.2% (2.6%)	24.9% (23.3%)	53.0% (53.8%)	81.1% (79.7%)
51人以上 総計	21 (20)	218 (195)	548 (542)	787 (757)	1,033 (1,011)	2.0% (2.0%)	21.1% (19.3%)	53.0% (53.6%)	76.2% (74.9%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果の概要

〈集計対象〉山口県内の常時雇用する労働者が31人以上の企業1,713社（大企業(301人以上規模)：115社、中小企業(31～300人規模)：1,598社）

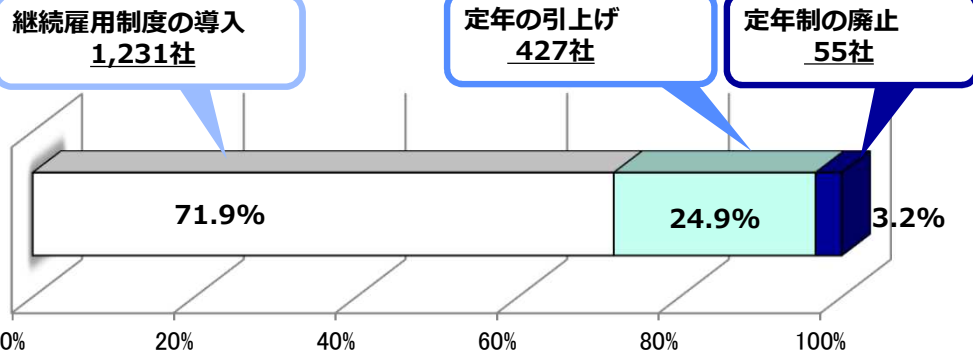
1 65歳までの「高年齢者雇用確保措置※」のある企業の状況

※ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づく、①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度(再雇用制度)の3つの措置をいう。

(1) 高年齢者雇用確保措置の実施状況

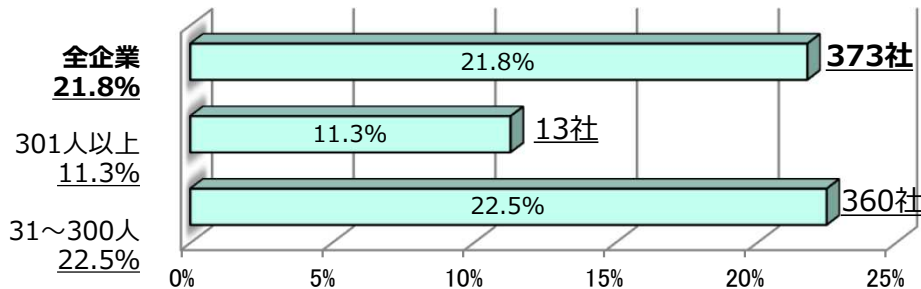
雇用確保措置の実施企業100% (0.1ポイント増加)

【実施企業1,713社の措置内訳】



(2) 65歳定年企業の状況

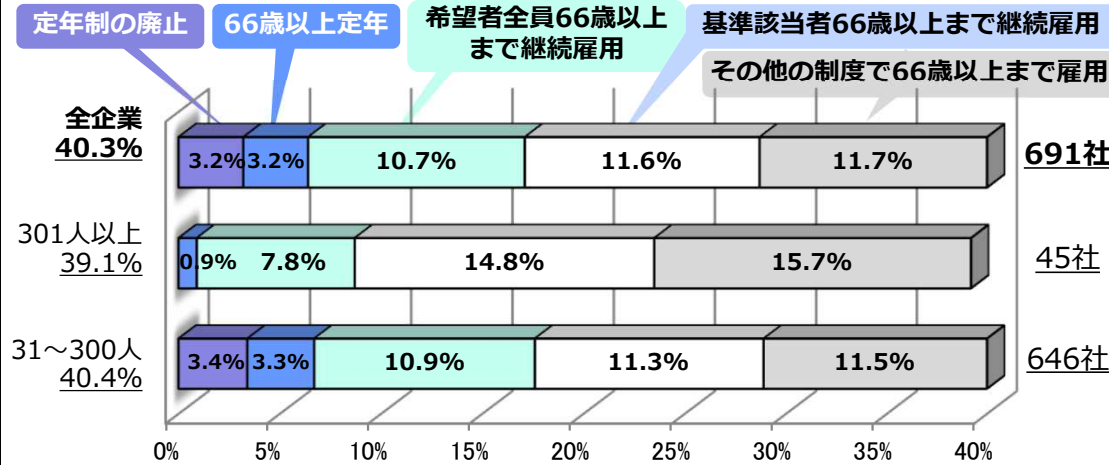
65歳定年企業は、21.8% (1.5ポイント増加)



2 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は40.3% (3.2ポイント増加)

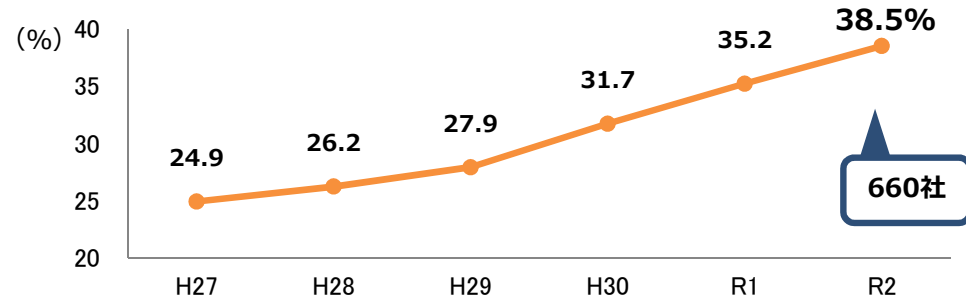
大企業39.1%増加 (3.1ポイント増加)、中小企業40.4% (3.2ポイント増加)



※ 「⑤その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。
 ※ 前年度の⑤を除いた合計は特別集計の結果22.2% (本年度は25.3%)。

3 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は38.5% (3.3ポイント増加)



(注)構成割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保
(義務)



70歳までの就業確保
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、**再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加**されます。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

<対象となる措置>

次の ~ の**いずれか**の措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります。

70歳までの定年引き上げ
定年制の廃止

70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

- a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
- b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

、については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)

~ では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

bの「出資(資金提供)等」には、出資(資金提供)のほか、事務スペースの提供等も含まれます。